



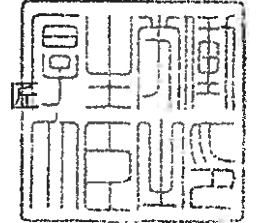
厚生労働省発基1207第4号

平成30年12月7日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係
石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要
綱」について、貴会の意見を求める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第十五条第一項の規定による概算保険料の申告書の提出（保険年度途中に保険関係が成立したものに係る申告書の提出を除く。）は、事業年度開始時の時における資本金の額が一億円を超える法人等（以下「特定法人」という。）にあつては、電子情報処理組織を使用して行うものとする。

二 徴収法第十六条の規定による増加概算保険料の申告書の提出（徴収法第十五条第二項に規定する賃金総額の見込額が増加した場合に行う申告書の提出を除く。）は、特定法人にあつては、電子情報処理組織を使用して行うものとする。

三 徴収法第十九条第一項の規定による確定保険料の申告書の提出は、特定法人にあつては、電子情報処理組織を使用して行うものとする。

四 一から三までについては、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用す

ることが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで申告書の提出を行うことができる」と認められる場合は、電子情報処理組織を使用して行うことを要しないものとする。

第二 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正

一 石綿による健康被害の救済に関する法律第三十八条第一項において読み替えて準用する徴収法第十九条第一項に基づく一般拠出金の申告書の提出は、特定法人にあつては、電子情報処理組織を使用して行うものとする。

二 一については、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで申告書の提出を行うことができると認められる場合は、電子情報処理組織を使用して行うことを要しないものとする。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、平成三十二年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。